

平成二十一年七月十日受領
答弁第六二二二号

内閣衆質一七一第六二二号

平成二十一年七月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣
河村 建夫

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館員に支給されている住居手当等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館員に支給されている住居手当等に関する質問に

対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十一年六月十六日内閣衆質一七一第五〇七号）一及び四から六までについてで答えたとおり、お尋ねの「モスクワ市内における不動産価格及び平均的な住宅賃借料」が、そのまま住居手当の限度額を決定するための参考とならないと考える。

二について

先の答弁書（平成二十一年六月二十六日内閣衆質一七一第五六三号）二から五までについてで答えしたとおり、具体的な国名及び照会の結果は、相手国との関係もありお答えすることは差し控えたい。

三について

外務省の在外職員の住居の平均賃貸借料は、平成二十一年五月十五日現在で月額約二十九万円である。